





明だけではどうもはつきりしない。もう少ししなやかに理解できるように、はつきりとされることが私は必要ではないかと思うのでありますが、どうお考えになりますか。

○農林政府委員 その点につきまして、本法第四十三條の第四項に特に規定しておりますように、立入り検査をいたしますけれども、これは「関係者の正当な業務又は行為を妨害するものであつてはならず、且つ、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」という一種の注意的な訓令的な規定を設けたのでございます。こういう趣旨のもとに、立入り検査をするのだということを、明らかにしたつもりでございます。

○有田(喜)委員 四項はなるほど私にわかたつておるのですが、どうもこれではつきりしておるかどうか。関係者の正当な業務又は行為を妨害するものであつてはならず、且つ、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。それはわかるのですが、私の言うのは、労働問題が起つたときが問題になる、正当な行為ではあるかもしれないませんが、正当な業務とはあるいは言えないかもしれない。ここに私は問題があるのじやないか。

○農林政府委員 ただいま御指摘のような問題も、ここに「正当な業務又は行為を妨害するものであつてはならず」という訓令的な規定によりまして、正当な労働運動等は当然これを妨害してはならぬという趣旨を表わしておるつもりでございます。

○有田(喜)委員 この問題は相当問題になると思ひます。要するに双方の誠意の問題と言ひますか、それを素直に

どう考えるかということになると思ひます。しかし信頼がでない情勢に對しましては、これはあまり真正面からそうお人好しに解釈できないことも当然だと思ひます。これについて私ももう少し考えたいと思ひますが、またこの質問は他日に譲ることにといたします。

次にお伺ひしたいことは危害予防規程であります。これは私しろうとてあまりよくわからないのですが、この危害予防規程の許可といひますが、認可を受けることになつておりますが、その必要記載事項はどういうことになつておりますか。この法律ではこの点が明確にされておらないのですが、それを教えていただきたい。

○農林政府委員 この危害予防規程は二十八條に明らかであります。よろしく製造者の方でそれらの製造場等につくつていただきます。これを通産大臣の方で認可をするという氣持でおるわけでございます。通産省の方から圖一的な必要な型を與えて、それに規定していただきたいという趣旨ではないのであります。いつに製造業者の方の現状に即した予防規程をつくつていただきたいというように考えております。

○有田(喜)委員 もちろん圖一的なことは書けない、その実情に沿つた予防規程をつくらなければなりません。私の聞いておるの、しかし最小限度の必要記載事項があると思ひるので、その点を教えていただきたい。

○農林政府委員 この危害予防規程の中に盛り込まれることは、結局その製造上におきます災害発生防止に必要な

各種の具體的規定になるわけでありす。前提と申しますか、各種の製造の場所の構造とか、あるいは製造方法とかいうものにつきましても、一種の通俗的全体に共通な技術上の基準は、これは通産省の方として考えなければならぬ問題だと思ひます。その技術上の基準の骨子につきましても、お手元に過日資料として差上げたものがあると存じます。その骨子に基きまして、それをさらに工場ごとに具体化して、予防規程の内容にいたしたいと考えております。

○有田(喜)委員 そういたしますと、その技術上の骨子といふものは、業者にはもちろん明示されると思ひますが、省令事項になるのでありましようか。

○農林政府委員 これは省令として規定いたします。

○有田(喜)委員 その点は了解いたしました。次に伺ひたいのは、作業主任者の問題であります。この作業主任者は相当重大なる役割を持つておるものであります。これに對していゝゆる國家試験があるのですか。受験資格といふものはどういふものでありますか。

○農林政府委員 この作業主任者は甲種あるいは乙種、丙種等種々わかれております。その甲乙丙の區別に従ひまして、あるいは學歴とか、あるいは實際の経験年限でありますとか、これを區別いたしまして火薬類の作業主任者として適するに足る學歴、あるいは實際の経験を持つておる者に受験資格を與えたいと思つております。

○有田(喜)委員 今のお答えは抽象的なお答えであります。これに對する

一つの法規的などうか、省令事項になるのかどうか知りませんが、そういふはつきりしたものがあつたのでございませうか。

○農林政府委員 これは結局省令等によりまして定めることになるわけでありす。その具體的な内容をまだ確定いたしておりませんけれども、資料としてあとで差上げます。

○有田(喜)委員 現在はいくつ作業主任者の免状については、どうされておりますか。

○農林政府委員 現在もこれとまつた一致しておりませんが、この種の主任者はございす。

○有田(喜)委員 しかば今回の法律によつて従来のいゝゆる資格とか、そういうものを相當改定される見込みであるかどうか。

○農林政府委員 現在は銃砲火薬類取締法の施行細則によりまして、作業主任者についての規定をいたしております。やはり甲乙丙にわけまして、學歴その他を骨子としておりますが、おおむねこれによりまして、現在はおおむね御承知の通り、現行法におきましては陸海軍の火薬類製造所における経験等を問題にしておりますが、かようなものは今後は問題になり得ないのであります。また實際の経験等についても、できるだけそのまま活用されるような趣旨におきまして、今後これをかえて参りたいと思つております。

○有田(喜)委員 しかば現在資格を持つておるいゝゆる作業主任者なるものは、この法律が改められますと、その資格はどういふことになりましようか。

○農林政府委員 現在資格を持つておりますものは、附則の第五項にありま

す「旧法に基いて交付された火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状は、それぞれこの法律の規定による火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状とみなす。これによりまして、そのまま存続させるつもりでございます。

○有田(喜)委員 そうすると永久に新法によつた主任者といふことになるのであります。この免状の資格をかけるような一定の過渡的期間が必要でありましようが、あらためて出直すといふようなことも必要ではなからうか。私は政府がどの程度今回の法律によつてかえられるかを、さつきから聞いておりましたが、はつきりしません。これは政府もまだそれをどういふようにされるかといふことがきまつておらない、こゝういふように御答弁になりまして、この法律からいいますと、あまりかえないういふように解釈できますが、もしかえになるなら、その点を相當御考慮されなければならぬと思ひます。

○農林政府委員 新法によりまして主任試験その他は省令によつて規定する意味におきまして、まだ提案はいたしておりませんけれども、先ほど御答弁いたしましたように、現在作業主任者といふようなものがございまして、これについて施行細則で規定してあります。それを元にしたしまして、先ほど申しました趣旨において技術的な点で、現状に即したように行いたいと思ひます。事實的には現在火薬類の作業主任免状を持つておられる方の資格なり能力といふものが、新しい規程によりまして認められないういふものになることではないと思ひます。従

いまして、これは規定をつけずに参ることにいたしております。

○有田(喜)委員 この試験を受けるのに手数料をおとりになつておるのか。もしおとりになつておるなら、どのくらいの手数料をおとりになつておるのか。

○長村政府委員 第四十九條によりまして手数料をとるつもりでございませう。これは四十九條の手数料の表の八号以下に火薬類の作業主任者免状その他の規定がございまして、これによりましてやるつもりであります。

もとりこれはこの金額の範囲内で定めるわけでございまして、これは最高限でございませう。

○有田(喜)委員 現行の手数料はどれくらいの額になつておるか。

○長村政府委員 現在は手数料をとっておりません。

○有田(喜)委員 そういたしますと、その費用は一般の予算から出ておると思うのですが、どうして今回こういう手数料をおとりになるようになったのか、その理由をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○長村政府委員 現在とつておりませんが、今回は一種の試験制度のようなものを設けまして、それに合格した人にこれによつて免状を交付するという道を開きたいと思ひます。これらの点を勘案いたしまして、若干手数料をとりたい、こういう考えであります。

○有田(喜)委員 どうもわかりにくいのですが、現在は試験制度をおとりになつておらないのですか。

○長村政府委員 とつておりません。

○有田(喜)委員 そうすると、單なる資格だけでやられた、そう解釈してよ

ろしいのですか。

○長村政府委員 その通りであります。

○有田(喜)委員 試験制度をおとりになると、費用がかかるということはおかしくないのでありますが、そのくらいのこと

は、国家試験ですから、国でめんどうをお見になつてもいいし、一般の入学試験というものは、私は相当性質が違ふと思う。もちろんこういうものに対して手数料をとつておるところもありま

すが、この表で見ますと、これは最高限で、それ以下だとおつしやいますけれども、相当手数料が高いように思ひます。実際にはもつと低く

なるといふことならば、この法律もそれに即応するようにして、またいろいろ実情がかわつたときに、それをおかえ

になるというのが至当ではないかと思ひますが、実際にどのくらいおとりになるお考えであるか。

○長村政府委員 この金額は最高金額でございまして、実際にはこれより以下の額になると思ひわけでござい

ます。具体的に幾らにいたしますかはまだ検討中でございますが、他の各種の条件を見ましても、できるだけ低い金額でとめたいという趣旨で、検討いたして

おります。

○有田(喜)委員 どうも政府の御答弁は抽象的になるのですが、もう少しこ

ういうものは實際的に御研究になつて、法案を御提出になるならば、現在適當なもの、こういうようにやられる方が適當じやないかと思ひますが、至急實際どの程度であるかということ

の御検討をお願いしたいと思います。

次にお伺ひいたしますが、この法律の第五條並びに第七條の關係の販売業

者の問題であります。現在は各府県でいわゆる定員制というものがし

かれています。今に私は聞いておる。現行の定員制を廃して、今回單なる許可制としたのは、どういふ理由であるか、その理由をお示し願ひたい。

○長村政府委員 現在の銃砲火薬類取締法は定員制をしておるわけであり

ますが、新法の目的、つまり災害防止のための取締りの目的から考えます

ならば、新法にありまする様に許可制度だけで、十分にその目的を達する

のじやないか、特に人数を限つて許可するといふ、人数の制限を設けなくも

許可だけで足りるのでないかという見地から、許可制度にいたしましたわけ

であります。

○有田(喜)委員 現在の定員制で何か弊害があつた事実があるのですか。

○長村政府委員 定員制を設けまして格別の弊害というものは考えてはおり

ません。むしろ定員というやうな人数のわくを限らなくとも、今までの大体

の運用から申しますれば、許可制でよろしいのではないかと、許可制で

よろしいにいたした次第であります。

○有田(喜)委員 現在の定員制は、御承知の通り永年何らの弊害なく、円滑に運用されて来ておる様に私は思

はります。また定員制を廃して單なる許可制としたならば、實際上結局販売人の素質低下を来すおそれがある。また濫立の結果無用の競争を誘發しまして、公

共の安全の確保あるいは災害予防という意味で、悪影響をもたらすおそれがある。これは普通のあれと違ひまし

て、冒頭にお伺ひしましたように、公共の安全確保ということに中心が置かれておる法律であります。私が弊害

のない定員制というものをこの際改められた理由を伺つても、あまり積極的な理由がなさそうではあります

が、むしろ悪影響をもたらすことを懸念するが、その点どう考えられるか。

○長村政府委員 定員制を廃しましたことによつて、悪影響があるという御意見のようではあります。政府としましてはたゞ具体的なこういう悪影響を生ずるであらうというやうなことは考へておりません。同時に技術基準

というものを設けまして、許可の條件がそれだけ付されておるわけで、御指摘の保安という問題につきま

して、從來よりも一層はつきりして来たじやないかと考へております。ことに現在の段階におきましては、火薬製造

といふものが製造業者や販売業者が考えますやうな、自由な気持でつくり

得るものでなくて、年間生産計画において押えられておるやうな形であり

ますので、悪質な業者が出まして、無用な競争をしたり、むりな製造をいた

したりするといふやうな事態は、現在の段階においては、まったく想像されな

いわけでありませう。この点につきましては、有田さんと見方が違ひまして、

あるいは御納得が行かないかもしれませんが、十分許可の範囲内におきま

して、弊害なく行い得るものだと考へて実行して参りたいと思ひます。

○有田(喜)委員 私は現在の行き方が弊害があるというならば格別としまして、別に弊害もない、今、政務次官の御答弁により、許可制でも、何ら弊害なくやるとおつしやいますけれども、これは政府の方の許可制に対する今までの経験から申しまして、なか

く、その点については政府は再考慮を願ひたいと私は希望するのです。

それから次に伺ひたいのは、この法律によりまして、輸出を届出制として、輸入を許可制としてお

る。その理由はどのやうなわけかということをお伺ひしたい。

○長村政府委員 輸出の方は届出で十分取締れると申します。その目的を達し得るといふ考へ方をいたしておる

のであります。どこで取締るかと言いますと、輸出の要許可品目に火薬が入つておるわけでありませう。外国為替及

び外国貿易に関する管理法がありま

す。それによりまして、輸出はその方面においてチェックいたしまして、許可を與えようとかんかいうことにな

つております。また年間生産計画の中には、たゞいま輸出を對象とした生産をやつておらない。国内産業用の

火薬の製造といふことに限定いたしておりますので、そのやうな事態の起る

こともきわめてまれであり、しかも貿易管理法によつて許可を與えなければならぬといふ表現になつてお

りますので、届出で實際さしつかえない、か

うに考へております。輸入の面に

おきましては、国内の全体の火薬の需給關係を考へての生産計画を立ててお

りますので、輸入については、特段の必要がある場合においては、許可をいたさなければならぬ、かやうな考へ方で

そういう取扱ひをいたしておるわけでありませう。

○有田(喜)委員 貿易管理法關係で輸

出も許可制になつておる、こうおつしやるのです。そういたしますと、その主管局は、本法と違つて来るのですか、どうなんですか。

○官報政府委員 輸出許可に對しますものは、大体これは承認という言葉を使つておりますが通商産業省通商局におきまして與えておりますので、所管は同じになりまして、その間不都合はないと現在考へております。

○有田(喜)委員 省は同じですが、私は主管局が違ふかということを開いたのです。もちろん二重になることは償んだ方がよいとは思いますが、その間の連繫方法をどういうようにお考えになつておりますか。

○官報政府委員 通商産業省の中に、御承知のごとく生産現局もあり、通商関係の局もあるわけでありまして、そのうち、火薬については化学局が担当いたしておりますが、もしこれが輸出という問題になりますならば、その届出書類は當然化学局を経由いたしまして、通商局にまわつて行く連繫をとつております。でありますから、省内の連絡においては、これが他の省にわたりますと、不便があるかと思ひますけれども、省内事務の行き方としては、いささかも支障がない、かように考へております。

○有田(喜)委員 輸入の許可の方は、單なる保安の立場から行かれておると私は解すべきだと思ひますが、ほかの意圖は毛頭ないのでございますか。その点を伺ひたいと思ひます。

○官報政府委員 もちろん、この法律の精神から申しますれば、取締りというところに重きを置いて、輸入の許可制をとつておるのでありますが、なおこ

れを類推解釈とでも申しませうか、これを繰上げて申し上げますならば、現在の国情下におきまして、火薬の輸入等は必要ないものである、かような観点も、考へ方としては含んでおる。もちろん、政府といたしまして、成文の解釈では、取締りの一点から火薬の輸入を許可制にした、かようなことになつておるわけでありませう。

○有田(喜)委員 その点もよほど注意していただかないと、保安の立場からやると、ややもすると、輸出が届出になつて、輸入が許可になつておる。こ

こには何かの何かが含んでおるのじやないか、かういふことを世間では相当想像するのです。その点もこで一応はつきり言われましたが、繰返してさうな意味を持たない、單なる保安の立場から、本法の精神から行くのだから政府の今後の運用においても遺憾ないといふことを、ここに誓つていただきたいと思ひます。

それから最後にお伺ひしたいのは罰則であります。六十二條によりますと、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。かういふのであります。ところが前四條、すなわち本法案の罰則に関する全條文、すなわちいゝゆる法人罰とし、罰規定となつておるのです。爆薬の危険性から言ひまして、取扱上の過誤からしめるために、相当きつゝ罰則を設けるということも一応はうなずけます。しかしながら、たとへば第六十一條

第二号の、單に帳簿上の記載を誤つたというふうな事務上の過失に對してまで罰規定を適用することは、まさに行き過ぎと私は考へる。特に注意すべきは、從來も現行取締法の罰則規定を悪用して、末端の不良取締官の不純不正なる動議に基いて、みだりに法人の代表者を告発するといふような弊害があつたのであります。これらの事情にかんがみまして、この法案の罰則規定を適宜緩和すべきことを私は考へるの

であります。これに對し政府の見解は、どうでありますか。

○官報政府委員 有田委員の御意見は、御意見として傾聴すべきものだと思ひますが、火薬の危険性及び一般の保安という観点から考へますと、これは処罰せんがための罰則でなくして、かような重要な危険を伴いますものに對して、一層の注意を喚起する意味の罰則であると思へまして、この程度の規定は當然であると思へまして立法いたしましたわけでありませう。しかし御意見のようないふ点がありますならば、これらに對しての問題も十分考慮いたさなければならぬと思へますので、十分研究いたしまして、適當の時期に處理いたしたい、かように考へます。

○有田(喜)委員 私は最近の立法技術をおまじつとまじらかにしないのであります。前にも言ひましたように、一応罰則規則のうなずける面もあるのです。しかしながら、これが濫用されるおそれが非常にあります。従ひまして氣持から言ひますと、本條の刑を科することとが、ほんとうに必要なきときは科すか、そうでないときは科さなくて済むかといふような行き方が適當であると思ひます。最近の立法技術例を私はよく知りませんが、科することを

得といふやうなことにできないか、さういふお考えがあれば、もちろんできるとは思ひますが、いかがなもの

でしようか。

○官報政府委員 行為者を罰すること適當であつて、その法人なりあるいは代表者を処罰することに對して、矛盾する場合もあつたと思ひます。その行為者を処罰すべき、擁護と申しますか、許すべき事情におかれらるやうな場合が相対錯して起るのではありません。この問題につきましては通産省の立場として、その実情に應じました適切な運用をいたしたい。従ひまして有田委員の仰せられるやうに、科することを得といふやうなことにできれば非常

に妙味がある。妙味があると同時にさういふ規定を設けると、またこれも悪い方面にそれを使われるといふおそれもあります。そこでこの問題につきましては法務府ともよく意見の交換を、まだ現在もやつておるわけでありませう。われ／＼の方は処罰せんがため

の罰則にならぬやうに、保安の目的を達します取締法としての真の効果を發揮するやうに、ねらつておるわけでありませう。御意見の点もありますので、重ねて法務府とも協議いたしまして、適當に処置いたしたい、かように考へております。

○有田(喜)委員 ぜひその点は通産省としまして、法文に強ううたつて善処されるやうに希望いたします。ことにさつき言ひましたやうな單なる帳簿の記載漏れといふやうなことを、あまり罰則々々と言つてやられると、これは従業員も萎縮してしまひます。この点を特に私は政府に要望しておきます。

なお最後に伺ひますが、この法律は非常に委任命令が一ぱいあります。今まで

の政府の説明によりますと、現行法が勅令とか省令にまかせ過ぎておるのでこれを法律事項にしたと言はれております。もちろん現行法に比べますれば法律事項が多くなつておりますけれども、しかし省令が何十とあるやうに思ひます。至るところ省令々々で、現在の省令がどういふことになつておるかといつてちよつと聞いて見ますと、政府の方もまだはつきりきまつてないといふやうな点も、先ほどお答えが

ありましたが、少くともこの法律を審議するに、省令はかく／＼になつておる。かういふ草案をわれ／＼に示されるのがしかるべきで、必要な事項は法律の事項にするとか何とか、それ／＼われ／＼も考へるのであります。その省令の草案を至急われ／＼委員に配付されんことを希望いたします。

○官報政府委員 この法律の立案につきましては提案理由で申し上げましたやうに、法的の体制を整備いたします意味で、委任立法といふ關係をなるべく少くしやうといふ趣旨から出ております。しかしながらその技術的基準等につきましては、やはり省令にまかせ方がいゝといふので、大体省令にゆだねられておるものは、技術的基準なりその内容につきましては、成文化されておると思いますが、その要項を本日お配りしたはずのお手もとへ參つておると思ひますので、それを御参照いただきたいと思ひます。なおでき得べくんば法律にかく／＼のこを入れたいといふ趣旨は、現在の立法方向として常にねらいとなつております。本国会で御審議願ひと思ひまして、せ

何百條となります。しかもこれに對しまして度量衡器に關しますあるいは許容誤差の規定等、技術面にわたるものも本法に入れたらと思ひまして、非常な努力を拂つております。關係向きもさうな意向のように推察して当方としてはやつております。その結果きわめて大部な法律になる。さうな欠陥もある。しかしこの火薬法につきましてはさうな計量法ほど、大部なものにならうと思ひませんので、最大漏らさず法律の中に盛りたい。かような意味で考へたのでありますが、遺憾ながら技術方面の基準というものにつきましては、必ずしも軌を一にすることはできない。さうなことで省令にゆだねまして、省令にゆだねることによつて、実施面において、何らかの不便があるという場合におきましては、政府としても十分考へまして、適切な処置をとりたい。とりあえずはお手元に配付いたしましたような要項で省令を設けたい、かように存じております。

○有田(書記)委員 時間も大分おそくなりましたので、今伺いました答弁では不満であります。他日に質問を留保いたしましたして、本日の質問はこれで打ち切りたいと思ひます。

○神田委員長代理 この際お諮りいたします。先日の理事会におきまして、本案審査の参考とするため、民間の關係者その他本案に対して意見を有せられる方々を、参考人として本委員会に出席を求め、その意見を聴取することと決定いたしましたのでありますが、これについてお諮りいたします。理事会の決定通り参考人より意見を聞くことといたしましたして、参考人の選定、その他参考人に関する手続等は、あけて委員

長に御一任をお願いしたいと思います。が、このように決定するに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。そのように決定いたします。なお、意見を聴く日時は、来る十二日水曜日午前十時よりとし、参考人の数は四名、うち経営者一名、学識経験者一名、労働組合側二名といたしまして、その人選は追つて御通知いたします。が、各参考人の発言時間は、一人十五分間以内と決定しておきます。

次に連合審査会開会の件についてお諮りいたします。目下、法務委員会におきまして審査中の商法の一部を改正する法律案は、株式会社にきまして、資本調達に便するはかるため受取資本制度及び無額面株式制度を採用いたしましたことと、株主の書類閲覧権、株式の譲渡性、新株引受権、株主の議決権、取締役の責任、少数株主の権利と保護、外国会社及び罰則等に関する現行諸規定に改正を加えんとするものであります。通商産業上、本委員会に重大なる關係を有する議案でありますので、すでに理事会等におきまして、本案の説明を聴くとともに、法務委員会に對し連合審査会開会の申入れを行うよう、とりはかろうというように協議をいたしておつたのであります。その後、本委員会は付託議案の審査に日を追われ、法務委員会におきまして、多数の議案をかかえておりますので、今日まで連合審査会を開く運びに至らなかつたのであります。法務委員会におきましては、明八日午後一時より連合審査会を開き得る予定と相なつておる旨、委員長に連絡があつた

のであります。が、この際、この機会に連合審査会を開会いたしてはいかがと思ふのであります。が、このようにとりはからうに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。明八日午後一時より商法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会と連合審査会を開くことと決定いたします。

本日はこの程度にとどめまして、午後一時よりは通商産業省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会と連合審査会を開会いたします。なお、明八日は先刻決定いたしました通り、商法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会と連合審査会を開会いたします。本委員会の次会は、先に申し上げました通り、来る十二日午前十時であります。

これにて散会いたします。

午後零時十九分散会